

(登録事業者の皆様へ)

令和3年8月30日

北海道における「緊急事態措置」の適用について

<北海道商工会議所連合会>

国による緊急事態措置区域に北海道が追加されたことから、本キャンペーンは下記の要請内容に沿って運用いたします。

登録事業者におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

適用期間 令和3年8月27日(金)から9月12日(日)まで

措置区域 ①特定措置区域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

②一般措置区域 特定措置区域(上記)以外の169市町村

要請内容 ①措置措置区域 及び ②一般措置区域 に区分

(1) 特定措置区域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

期 間 **令和3年8月27日(金)～9月12日(日)まで**

※以下、本キャンペーン(飲食)に関する箇所のみ抜粋しています

- 対象施設
- ① 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
 - ② キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
 - ③食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

◆休業要請

対象施設: 酒類 又は カラオケ設備 を提供する飲食店

※利用者による酒類の店内持込を含みます。

※酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合は、時短要請の対象。

◆営業時間短縮の要請(営業時間は5時から20時まで)

(酒類・カラオケ設備の提供は出来ません)

対象施設: 上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトサービスを除く)

◆次の感染防止対策の実施

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導

- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
(すでに入場している者の退場も含む)
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) 及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ
- ・同一グループの入店は、原則4人以内
- ・滞在時間の制限 (2時間程度を目安) などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う
(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) など

◆業種別ガイドラインの遵守

◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ短時間 (1.5 時間以内) で、少人数 (50 人又は 50%のいずれか小さい方) で開催すること。(協力依頼)

◆要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

主な支給要件：すべての期間で道からの要請内容にしていること

※遅くとも 8 月 30 日 (月) からご協力をお願いします。

【飲食店等に対する支援金 (1 店舗 1 日当たり)】

中小企業・個人事業者： 4 万円から 10 万円 (売上高の 4 割をもとに計算)

大企業： 最大 20 万円 (売上高の減少額の 4 割をもとに計算)

◇要請内容の詳細は、下記の北海道ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.html>

◇支援金の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

●札幌市内の事業者 (札幌市ホームページ)

https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/taisakusienkin_0827kinkyu.html

●石狩管内、小樽市、旭川市の事業者 (北海道ホームページ)

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html#0827_ishikari,otaru,asahikawa

◇支援金の「概要チラシ」は、下記ホームページをご確認ください。

●札幌市内の事業者 (札幌市ホームページ)

https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/documents/01_gaiyochirashi0827-0912.pdf

●石狩管内、小樽市、旭川市の事業者 (北海道ホームページ)

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/5/8/2/8/2/2/_/0827_ishikari.otaru,asahikawa.pdf

(2) 一般措置区域 ※その他の169市町村

期 間 **令和3年8月27日(金)～9月12日(日)まで**

※以下、本キャンペーン(飲食)に関する箇所のみ抜粋しています

- 対象施設
- ① 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
 - ② キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
 - ③食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

◆営業時間短縮の要請(営業時間は5時から20時まで)

◆酒類提供の制限(利用者による酒類の店内持込みを含む)

※以下の要件を満たした店舗は、11時から19時まで

- ・同一グループの入店は、原則4人以内
- ・アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)
- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ
- ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践)
- ・業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う

※要件を満たさない店舗は、酒類の提供を行わない

◆業種別ガイドラインなど次の感染防止対策の実施

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる など

◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない

◆要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

主な支給要件：すべての期間で道からの要請内容にしていること

※遅くとも8月30日（月）からご協力をお願いします。

【飲食店等に対する支援金（1店舗1日当たり）】

中小企業・個人事業者：25,000円から75,000円（売上高の3割をもとに計算）

大企業：最大20万円（売上高の減少額の3割をもとに計算）

◇要請内容の詳細は、下記の北海道ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.html>

◇支援金の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

●その他の地域（石狩管内、小樽市、旭川市以外）の事業者（北海道ホームページ）

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html>

◇支援金の「概要チラシ」は、下記ホームページをご確認ください。

●その他の地域（石狩管内、小樽市、旭川市以外）の事業者（北海道ホームページ）

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/5/8/2/8/2/7/_/0827sonotachiiki.pdf